

# がん関連検討会等の取組状況について

# がん登録部会

## 【趣旨】

平成25年12月に成立した「がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)」(以下「法律」という。)において、「審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聽かなければならない」(第15条第2項等)とされた事項、その他がん登録等の推進に関する事項について調査審議するものである。

## 【委員】

天野 慎介	グループ・ネクサス・ジャパン代表 帝京大学医学部緩和医療学講座准教授	○ 辻 一郎	東北大学医学系研究科教授 日本大学法学部教授
有家賀 悅子	京都府立医科大学准教授	○ 友岡 史仁	日本大学病院協理事 全日本総合病院院長(ひたちなかがんば病院)
薄井 知子	東京慈恵会医科大学教授	永井 康次	九州大学医学研究院教授
大木 紀子	栃木県立がんセンター研究所 疫学研究室特別研究員	中西 澄子	埼玉医科大学総合医療センター教授 J R札幌病院顧問
いづみ 純子	武藏野大学人間科学部社会福祉学科准教授	名越 公一	読売新聞東京本社社会保障部次長 愛媛がんサポートおれんじの会
亀井 美和子	日本薬剤師会理事	平田 麻由美	神戸大学大学院法学研究科教授 日本医師会常任理事
川本利恵子	日本看護協会理事	松本 陽子	東京大学医学系研究科准教授 医療経営政策講座特任准教授
黒田 知宏	京都大学医学研究科教授	丸山 英二	(五十音順・敬称略 ○は部会長)
坂元 昇	川崎市医務監	道永 麻里一	
瀧谷 いづみ	愛知県一宮保健所長	山本 隆一	
祖父江友孝	大阪大学医学系研究科教授		

## 【設置】 平成26年6月

## 【検討状況】

平成26年度は5回開催し、政省令や運用に係るマニュアル等の検討を行った。  
平成27年度はこれまで1回開催し、引き続き、同意代替措置に係る指針等についての検討を行う予定。

# がん検診のあり方に關する検討会

## 【趣旨】

がん検診は健康増進法に基づく市町村の事業として行われている。がん検診の実施については「がん予防重点健康新教育及びがん検診実施ための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進しているところである。本検討会においては、国内外の知見を収集し、科学的根拠のあるがん検診の方法等について検討することとする。

## 【構成員】

○井上 大内 菅野 斎藤	（平成26年9月～） 真奈美 憲明 匡彦 博	国立大学法人東京大学医学研究科特任教授 国立大学法人東北大学医学系研究科外科学講座腫瘍外科学分野教授 東京都八王子市総合経営部経営計画第一課課長 国立研究開発法人国立がん研究センター
祖父江 福田 松田 道永	友孝 敬一夫 麻里	がん予防・検診研究センター検診研究部部長 国立保健医療科学院統括研究官 公益財団法人福井県健康管理協会副理事長 公益社団法人日本医師会常任理事
		（五十音順・敬称略 ○は座長）

## 【設置】 平成24年5月

## 【検討状況】

平成24年度は4回開催して主に子宮頸がんの検診項目について検討し、2月に報告書をとりまとめた。  
平成25年度は4回開催して受診率向上施策や精度管理について検討し、8月に報告書をとりまとめた。

平成26年度は4回開催し、乳がん検診や胃がん検診の検診項目等について検討した。

平成27年度はこれまで2回開催し、前年度に引き続き、乳がん検診や胃がん検診の検診項目等についての検討を行っている。

# 緩和ケア推進検討会

## 【趣旨】

がん患者とその家族が、質の高い生活を送れるよう、がんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛などに適切に緩和ケアを提供するとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目なく実施するなどが重要である。

しかししながら、日本では未だがん疼痛緩和等に用いられる医療用麻薬の消費量が少ないこと、がん診療に携わる医師が緩和ケアの重要性を十分に認識していないことや、国民に対しても未だ緩和ケアに対する正しい理解や周知が進んでいないこと等の課題が指摘されている。

本検討会においては、こうした課題や緩和ケアの現状を踏まえ、今後の緩和ケア提供体制について、俯瞰的かつ戦略的な対策等を検討し、今後の対策に反映していくこととする。

## 「緩和ケア推進検討会」構成員名簿

有澤賢二 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事	中川恵一 国立大学法人東京大学医学部附属病院放射線科准教授
池永昌之 淀川キリスト教病院木スビス・こども木スビス病院副院長	波多江伸子 福岡がん患者団体ネットワークがん・バッテン・元気隊代表
小笠原文雄 医療法人聖徳会小笠原内科院長	○花園一雄 JR東京総合病院 名醫院長
小川節郎 日本大学総合科学研究所 教授	林和彦 東京女子医科大学化学療法・緩和ケア科教授
加賀谷肇 明治薬科大学臨床薬理学教室 教授	細川豊史 京都府立医科大学疼痛・緩和医学講座教授
川本利恵子 公益社団法人日本看護協会 常任理事	前川育 特定非営利活動法人周南いのちを考える会 代表
小松浩子 慶應大学看護医学部慢性臨床看護学 教授	松島英介 国立大学法人東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究所 心療・緩和医学分野教授
田村里子 一般社団法人WITH医療福祉実践研究所 がん・緩和ケア部 部長	道永麻里 公益社団法人日本医師会 常任理事
	武藤真祐 医療法人社団鉄祐会祐ホームクリニック理事長

## 【設置】 平成24年4月

(五十音順・敬称略 ○は座長)

## 【検討経緯】

- 平成24年4月からこれまで計18回の議論を重ね、平成24年9月に中間まとめを、平成25年8月に第二次中間とりまとめを報告した。これらの報告に基づき、「がん診療連携拠点病院等の整備に關する指針」の変更等を行い(平成26年1月)、拠点病院内で新指針に基づいた専門的な緩和ケア提供体制の質の向上を図っているところ。
- 平成26年10月からは、地域において緩和ケアを提供するための議論を始め、在宅緩和ケアを含めた地域完結型のがん医療・介護サービスを提供できる体制の整備を進めている。

# 希少がん医療・支援のあり方に関する検討会

## 【主旨】

- 平成24年6月に閣議決定された2期目のがん対策推進基本計画（以下「基本計画」とする。）において、希少がんについては、様々な希少がんが含まれる小児がんをはじめ、様々な臓器に発生する肉腫、口腔がん、成人T細胞白血病など、数多くの種類が存在するが、それぞれの患者の数が少なく、専門とする医師や施設も少ないことから、診療ガイドラインの整備や有効な診断・治療法を開発し実用化することが難しく、現状を示すデータや医療機関に関する情報も少ないことが課題として指摘された。
- 基本計画では希少がんに関する取り組みべき施策として、「専門家による集学的医療の提供などによる適切な標準的治療の提供体制、情報の集約・発信、相談支援、研究開発等のあり方にについて、希少がんが数多く存在する小児がん対策の進歩等も参考にしながら検討する」とされていることから、本検討会を設置することとする。

## 【構成員】

- |        |   |
|--------|---|
| 岩本 幸英  | 九州大学大学院医学研究院臨床医学部門整形外科学分野 教授                          |
| 小村 健   | 医療法人財団 健賀会 総合東京病院 口腔癌センター長                            |
| 加藤 陽子  | 国立研究開発法人国立がん研究センター 希少がんセンター<br>東京大学医学部人体病理学・病理診断学 准教授 |
| 佐々木 紲人 | NPO法人GISTERS 理事長                                      |
| 西館 澄人  | 熊本大学大学院消化器外科 教授                                       |
| 馬場 秀夫  | 国立研究開発法人国立がん研究センター 理事長                                |
| ○堀田 知光 | 公益財団法人有明病院 サルコーマセンター長 兼整形外科部長                         |
| 松本 誠一  | 公益社団法人日本医師会 常任理事                                      |
| 道永 麻里  | 小児脳腫瘍の会 代表  |
| 馬上 祐子  | 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授                                  |
| 渡邊 俊樹  | (五十音順・敬称略 ○は座長)                                       |

【設置】 平成27年3月

## 【検討事項及び今後の予定】

平成27年3月からこれまで計5回の議論を重ね、希少がんの定義、希少がんの情報提供体制のあり方、情報の集約・発信、相談支援、研究開発等について順次検討を行っている。本年夏頃までにとりまとめ予定。

# 学校におけるがん教育の在り方について(報告)概要

## 1. 学校におけるがん教育を取り巻く状況

- ・がんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつある。
- ・がん対策基本計画で、「がん」教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施が目標とされている。
- ・国において、モデル事業を実施するとともに、有識者による検討会を設置し、今後のがん教育の推進に向けて検討。

## 2. 学校におけるがん教育の基本的な考え方

### (1)がん教育の定義

健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る。

### (2)がん教育の目標

- ①がんについて正しく理解することができるようになる
- ②健康と命の大切さについて主張的に考えることができるようになる

### (3)がん教育の具体的な内容

ア	がんとは (がんの要因等)	カ	がんの治療法
イ	がんの種類とその経過	キ	がん治療における緩和ケア
ウ	我が国のがんの状況	ク	がん患者の生活の質
エ	がんの予防	ケ	がん患者への理解と共生

### (4)留意点

- ①学校教育活動全体での推進
- ②発達の段階を踏まえた指導
- ③外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携
- ④がん教育で配慮が必要な事項

## 3. 今後の検討課題

平成29年度以降全国に展開することを目指し、以下のことについて検討。

- (1)がんに関する教材や指導参考資料の作成  
映像を含めたわかりやすい教材等の開発とその活用方法等が示された指導参考資料の作成が重要。

### (2)外部講師の確保等

- がんという専門性の高さに鑑みて、専門機関等との連携を進めるなど、がんの専門家の確保が重要。

### (3)研修

- 管理職を含む教職員に対する研修と、医療関係者やがん経験者等の外部指導者に対する研修について、研修プログラムの作成と研修体制の整備を検討。

### (4)がん教育の評価について

- 教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価と、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価が必要。

### (5)教育課程上の位置付け

- 中央教育審議会における教育課程の在り方にに関する議論において、健康教育の在り方全体の議論の中で検討。

## ○「がん教育」に関する政府と文部科学省のスケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
○がんの教育・普及啓発					
○5年内に、学校での教育の在り方を含め、健康新全体の中での「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目指とする					
政府成長戦略での「がん教育」の位置付け					
「がん」に関する検討委員会					
日本学校保健会主催 (文部科学省補助金) ○有識者からなる検討会を設置し学校における「がん教育」の在り方について検討					
「がん教育」の在り方にに関する検討会 文部科学省主催					
○1年目 ・「がん教育」の基本方針について検討 ※フレームワークの検討					
○2年目 ・「がん教育」用教材等の開発 ・外部人材の活用方法等について検討 ※報告書の作成 ※「がん教育」推進のための準備期間					
○モデル事業の実施 期待される成果 ・教育委員会等によるがんの教育用教材の作成 ・講師派遣 ・専門医等の講師派遣 ・教職員用研修会の開催など					
○1年目 希望地域において、事業を実施。					
○2年目 基本方針を基に1年目の実施地域を中心として実施。					
○3年目 事業の課題の改善、教材等を活用して実施。					
学習指導要領改訂の必要性について検討					

# がんの教育総合支援事業

## 背景

(前年度予算額：15,597千円)  
27年度予算額：15,868千円

- ・平成24年度から平成28年度までの5年間を対象とした新たな「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けないことのない社会」を目指すこととしている。
- ・学校における健康教育の中でも、国民の二人に一人がかかる「がん」は重要な課題であり、国民の健康に関する基礎的な教養として必要不可欠。

## 課題

- ・様々な形で患者を含めた国民に対するがんの普及啓発が行われているが、がんに対する正しい理解が必ずしも進んでいない。(がん検診の受診率は20%～30%で推移)
- ・健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であるとの指摘。

学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」を推進する必要性

## 課題解決のための事業概要

### ◆検討会の設置

有識者からなる「がん教育」の在り方にに関する検討会を設置し、各都道府県で行っている先進事例の分析・調査等を行い、全国に展開させたための検討等を行う。  
※H27はワーキングを設置し、教材の開発を行う。

### ◆事業の実施 (21道府県市)

地域の実情を踏まえた事業の実施  
・がんの教育に係る外部講師派遣  
・がんの教育に係る保護者・地域との連携  
・がんの教育に係る研修会の開催  
・がんに関する教育教材の作成・印刷・配布  
・地域全体に広めるための取組  
・その他 特色あるがんの教育に関する取組

## 成果

- 学校教育全体の中で、がんの教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解の深化
- 自らの健康を適切に管理するとともに、がん予防や早期発見につながる行動変容を促す。